



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……

告示

●東京都告示第千二百三十七号

東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成七年五月二十四日

四 事業施行期間

平成七年五月二十四日から令和六年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

令和五年十二月七日

●東京都告示第千二百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月七日

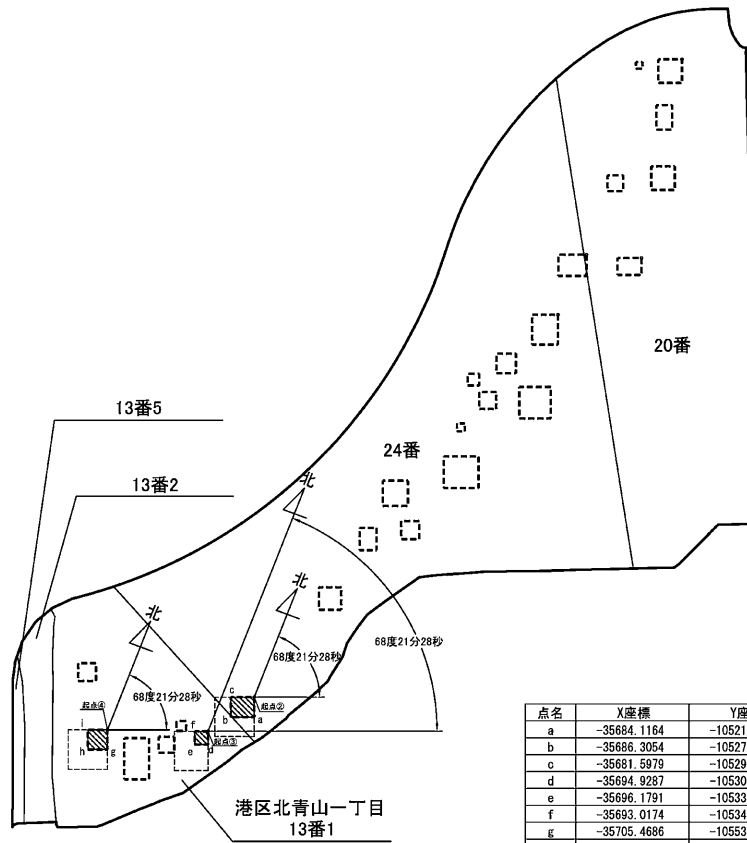
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区北青山一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合して

ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査範囲
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

起点

起点は、以下の座標の位置とする。
 (起点② = X座標:-35679.409、Y座標:-10523.731)
 (起点③ = X座標:-35691.767、Y座標:-10531.453)
 (起点④ = X座標:-35700.819、Y座標:-10555.326)
 ※本座標は、世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度(68度21分28秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

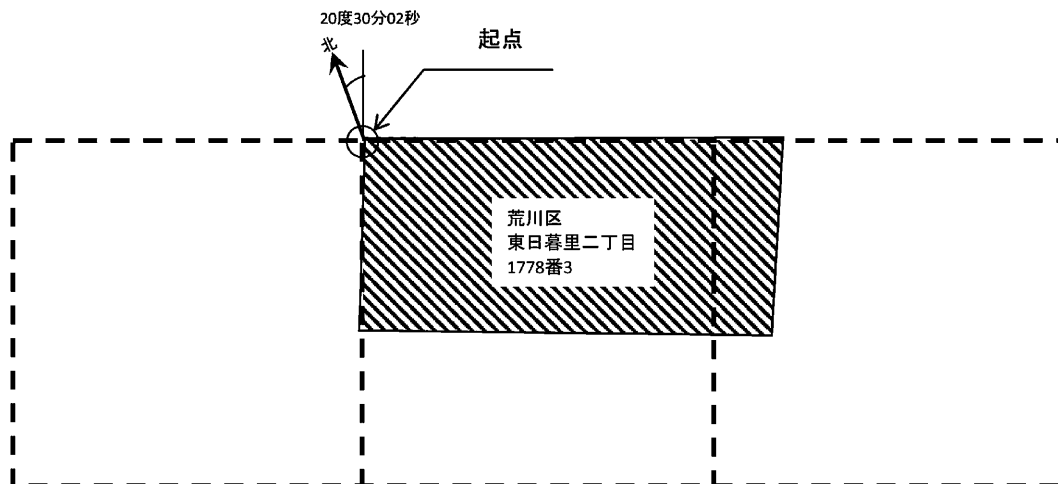
令和五年十二月七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東日暮里二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

【起点】
起点は、荒川区東日暮里二丁目
1778番3の最北端とした。



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画

【格子の回転角度(20度30分02秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千二百四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月七日

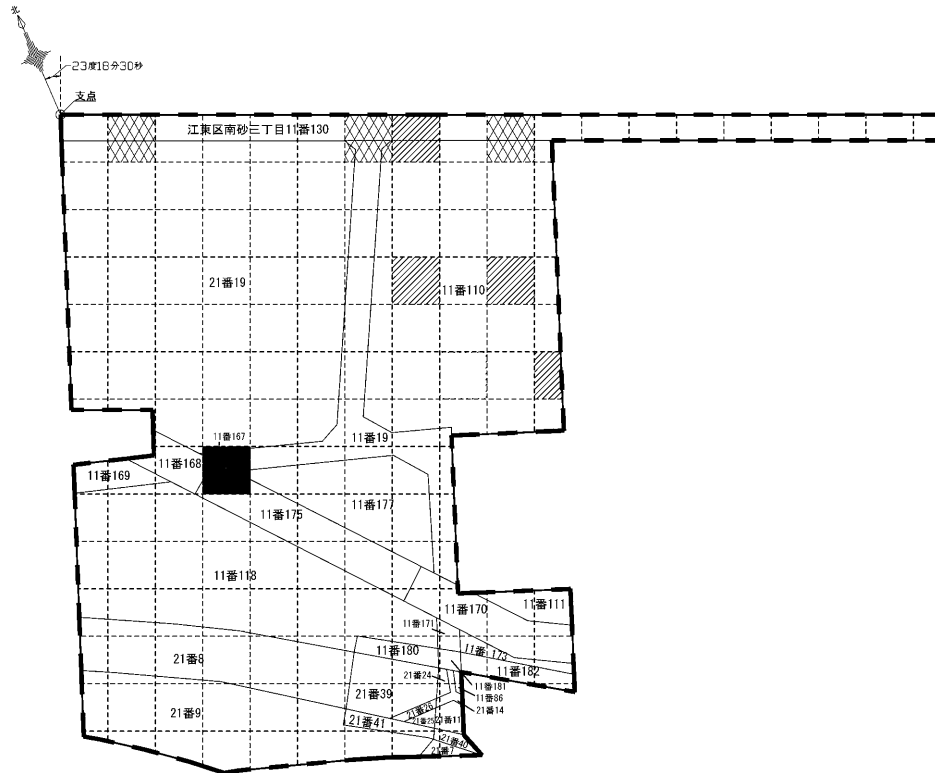
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区南砂三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画線
- 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第1247号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第706号により指定した区域)

【支点】

支点は、江東区南砂三丁目11番130の最北端とする。

【格子の回転角度(23度18分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月七日

東京都知事 小池百合子

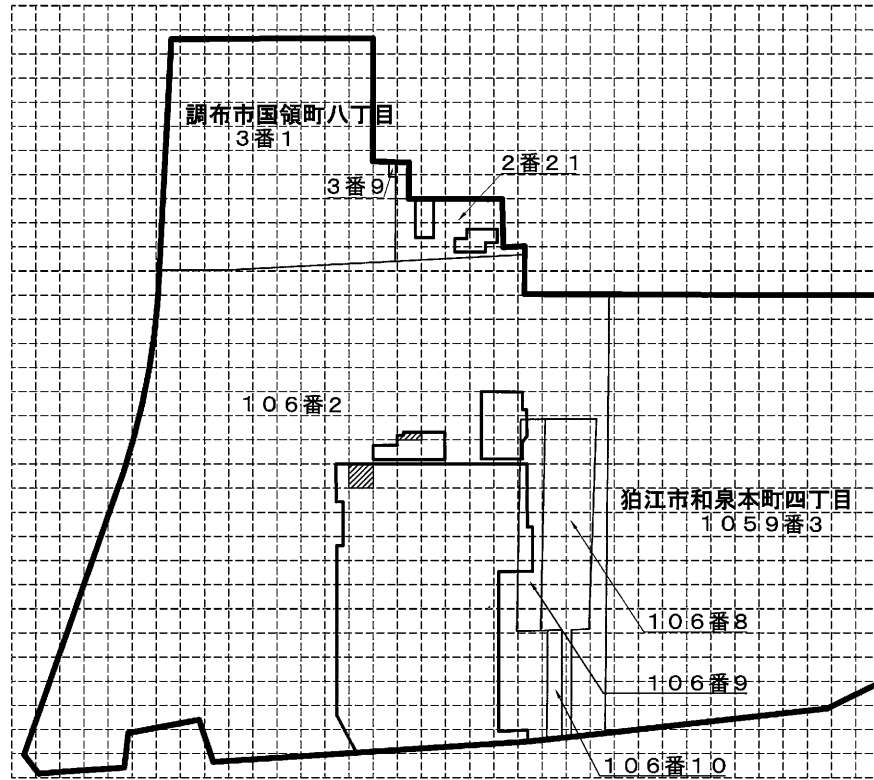
一 要措置区域 別図のとおり(狛江市和泉本町四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図

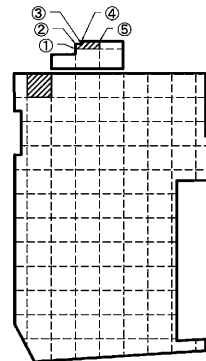


【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 調査範囲
- ▨ : 要措置区域

29度08分34秒
 起点(X,Y)=(0,0)

【起点】
 起点は、狛江市和泉本町四丁目1059番3の最北端とする。



【格子の回転角度】29度08分34秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標値
 座標値は、狛江市和泉本町四丁目1059番3の最北端を(X,Y)=(0, 0)とし、本図面の横方向をX、縦方向をYとした任意の座標である。

	X座標	Y座標
①	-200.0000	-60.0000
②	-200.0000	-58.0725
③	-197.4525	-58.0725
④	-197.4525	-56.8316
⑤	-190.0000	-56.8316

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市引田字櫻ノ岡二百六十二番、二百六十五番、二百七十九番一、同番四、二百八十番及び二百八十五番三の各一部
 立川市泉町九百三十五番地の二十八
 大和ハウス工業株式会社
 支配人 稲村 敏伸

武蔵村山市中原一丁目十五番二、同番二地先及び十六番二十九
 西多摩郡瑞穂町石畑二百四十七番地
 平和商事株式会社
 代表取締役 高水 欽也

昭島市田中町二丁目三百六十九番三、同番三地先及び千三百十八番
 立川市高松町三丁目二十九番十七号
 三緯地所株式会社
 代表取締役 関谷 博之

武蔵村山市中原四丁目七番十四の一部、同番十四地先並びに八番一、十番十五及び同番十六の各一部、同番十九、十一番九の一部、同番十七並びに同番十八
 武蔵村山市三ツ木三丁目十二番地の三
 加園 武正

国分寺市高木町二丁目五番九
 愛知県名古屋市中区東桜一丁目十番三十七号
 興和地所株式会社
 代表取締役 来海 忠男

立川市富士見町三丁目四十七番及び同番地先

新宿区西新宿六丁目十四番一号

株式会社良栄
代表取締役 森田 良人

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

